

# 議会運営委員会記録

令和4年4月12日（火）

開議 12時 58分

閉議 14時 29分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員（代理：村武議員）、沖田委員、足立委員、川上委員、  
串崎委員、小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

---

## 議 題

- 1 令和4年5月以降の会議運営等について
- 2 会派代表質問のあり方について 資料1
- 3 請願・陳情の審査基準の検討について 資料2
- 4 採択した請願及び陳情への議会としての対応案の検討について 資料3
- 5 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の案について 資料4
- 6 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について 資料5
- 7 議員研修会について
- 8 その他
  - (1) 令和4年3月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について 資料6
  - (2) 今後の行政視察について

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 12 時 59 分 開議 ]

布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は9名で定数に達している。なお三浦委員が欠席のため代理として村武議員が出席されている。

それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年5月以降の会議運営等について

布施委員長

5、6月委員会、全員協議会及び本会議の運営について。現在新型コロナウイルス感染症対策のため個人一般質問の時間、執行部報告事項、予算決算委員会及び全員協議会の議場実施、執行部出席者、傍聴席制限を行っている。依然として新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たず、6月定例会議までの対応を確認する。

1点目。個人一般質問について、時間は答弁合わせて原則40分とし、議員の持ち時間は20分を担保する。

2点目。委員会での執行部報告事項は事前に資料熟読で、執行部は補足説明のみとして質疑を行う。

3点目。所管事務調査はこれまでと同様に執行部から資料説明後、質疑を行う。

4点目。傍聴席の制限もこれまでと同様に行う。

5点目。各種会議への執行部の出席者は、案件の該当者のみとする。

6点目。予算決算委員会及び全員協議会の会場を議場とする。

以上6点のとおり運営とすることよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

また今後の本会議や委員会等における執行部の出席について、新型コロナウイルス感染症の感染状況等にかかわらず、質疑等に答弁を行う必要最小限の者を基本としたい。なお、5月19日から23日に開催される6月定例会議前の各常任委員会については、新任等異動のあった課長級以上の職員から挨拶していただきたいと思うが、よろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

笹田議長

一般質問は、議長の裁量で最大50分までとしていたが、私個人としても20分の時間は最低担保するべきと思っている。50分までというのをなくし、目安として40分で一般質問を進めたい。ご協力をよろしく願います。

布施委員長

議長から補足があったが、議員の持ち時間は20分を担保、答弁合わせて40分だが、しかし答弁が長引くなどして50分くらいになっても構わない部分もあるかもしれないとのことなので、皆それによる

しいか。

( 「異議なし」という声あり )

了解されたので次に移る。

## 2 会派代表質問のあり方について

布施委員長

前回の議会運営委員会では、会派代表質問のあり方について基本的には実施しない、今後も実施するのであればやり方を見直したほうがよいという意見があり、委員会後に各会派からの意見を集約した。各会派から補足があれば、実施の有無や考え方も併せて発言を。

柳楽副委員長

意見提出後にも会派内で話を重ねた。やはりせっかく会派をつくっているのだから、例えば会派で調査研究を行ったものについて執行部に質問することは大事ではないかという話になった。これまでの会派代表質問は、3月定例会議に実施し、施政方針等が主な内容になっていたが、どういったことを各会派がやっているか示せるような質問にしていくのがよいのではという意見になっている。

また、会派代表と個人一般で日程を分けるのではなく、一般質問の流れの中で、例えば日程の最初で会派の代表としての質問があればそれを入れるといった形にするのがよいと思う。

時間についても、全て個人一般質問と同じ時間ではどうかという話をしている。

布施委員長

公明クラブは、やり方を変えて会派代表質問を実施するというところでよいか。細かくはいろいろあるが、3月定例会議にこだわらず、そういう柔軟な考え方で会派代表質問を残すべきという方向か。

柳楽副委員長

はい。

川上委員

創風会は基本的に会派代表質問は不要と考えている。会派代表質問が導入された当時と比べて議員数が減っている。また、施政方針をもとに各会派とも同じような質問をしている。個人一般質問を全員やっているの、会派代表質問の必要性がない。個人一般質問で十分だと思っている。

布施委員長

実施すべきという意見と、不要という意見が出た。これについて委員から意見があれば伺う。

串崎委員

山水海は会派代表質問は必要ないと話している。公明クラブの話もわからないでもないが、ここは一旦線引きし、今後流れ等が変わったら再び会派代表質問を実施してもよいのでは。

布施委員長

山水海は、今のままなら不要ということだったが、変えたらできるという考えにも見える。現時点では、山水海は会派代表質問は不要ということによいか。

串崎委員

はい。

小川委員

従来どおり会派代表質問はすべきと思う。創風会は資料の「質問内容」のところに赤字で「行政一般の政策上の問題について市長そ

の他の行政委員会に、基本的方針等を大局的見地からテーマを絞って質問・提案することとする」と書いている。導入時の目的には大事な視点が含まれていると思っている。ただ、現実の会派代表質問の中身や作成段階で問題があり、目的に沿った運用がされていないのではないだろうか、会派内で議論している。

現在の一括質問・一括答弁では市民にもわかりにくく、そこを変えればやってもよいのではという意見も出た。

また、各会派の質問が被っており、調整を試みたこともあるが難しかった。先ほど公明クラブから提案があったように、会派としての研究課題や問題意識をもとに整理して質問することも必要なポイントではないか。導入目的に沿ってない現状のほうがむしろ問題であり、そこを改善すれば趣旨に沿って継続できるのでは。

布施委員長

超党みらいは、導入目的に沿うよう改善して実施すべきという意見だった。

各会派からそれぞれ意見が出た。これから少し自由討議の時間を取りたい。

川上委員

このことは以前からずっとやっているし、要不要についても両案出ている。このまま採決されたらいかがか。

布施委員長

採決はするが自由討議を。

川上委員

理由も書いているし説明も受けた。自由討議の必要性はない。

布施委員長

お諮りする。自由討議すべきと思う方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

4対4、委員長裁量で自由討議を始める。意見をお願いします。

牛尾委員

何のために会派をなしているか。個人一般質問は、個人の質問範疇を超えることはできない。全国の勉強会でも、個人一般質問よりもむしろ委員会代表質問などに力点を置くべきという意見が出る。そうしないと政策論争はできないと言われている。現状の会派代表質問が形骸化しているという点だけを捉えてやめたほうがよいというのは理解できない。せっかく導入した会派代表質問をやめるなど、議会が死んだも同然である。

柳楽副委員長

うちの会派内で、会派をつくっている意味を考えないといけないという話が出た。せっかく同じ目標を持ってつくる会派なので、会派の議員同士が研究し調査する中で得たものをしっかり示していくことは大事ではないかという話になった。

沖田委員

前回の委員会で言ったが、山水海はそもそも会派代表質問をやめようと言っているわけではなく、今のあり方がよくないと考えている。イエスノーの二択で聞かれたら、今のあり方ならやらないほうがよいというのが山水海としての見解である。

今後やり方を変えるという議論をするなら、そこはぜひやっていきたい。

小川委員

創風会は独自性がないことを理由にされているが、それをやめる理由とするのは問題があるのでは。各会派が同じような質問になっていることについて、過去に会派間で調整をしたこともあるが、施政方針に対する質問なのでどうしても被る。

個人一般質問と会派代表質問は決定的に違うという認識は、導入時の目的にうたわれている。こうしたところが現在、会派代表質問をつくる際に検討できているのか疑問を持っている。そこを十分やれば、会派で独自性を出す工夫や会派間での調整をしながらでも、会派を組んでいる以上、会派として市政運営に対する意見はあると思うので、そこをきちんとやる。個人一般質問とは趣旨が全く違う。変えればできるというなら、変える部分を議論する。一括質問や3月定例会議に限っていること、時間など改善しながら、より目的に沿った質の高い質問ができる。

やめるなら理由を整理する必要がある。質の高い会派代表質問ができる環境をつくっていくことも議会としての責任と考える。

柳楽副委員長

これまでは会派代表質問の日が決まっていて、どの会派も質問をしてきた。それを違う形に、必ず行うのではなく、会派を代表して質問したいということならどの定例会議でも行えるし、年間通じて全く行わない会派があっても問題ないというような、緩やかな形で担保すればよいのではと思う。

小川委員

することができるということになれば、全ての会派が必ずしなければならないというプレッシャーもない。ほかの会派がするのに自分の会派がしなければバランスが悪いので、必ずされる形にはなると思うが、それが負担になるというなら、会派代表質問したい会派はできるという形も、一つの案としてよいと思う。

足立委員

山水海の考えは沖田委員が言われたとおりだが補足する。会派代表質問自体が一括質問、答弁で市民に非常にわかりにくい。これを一問一答方式に切りかえても、各会派が施政方針に対する質問をすれば、これもまた似たり寄ったり。形を変えても、本当に継続するのであれば各会派で中身を詰めていただきたい。そうでなければ会派代表質問の本来の意味が市民に伝わらないのでは。継続するなら、議論をお願いしたい。

布施委員長

皆の意見が出た。現状はやはり課題があり、しっかり整理し、柔軟な考え方でやればできるのではという意見もあった。少し休憩するので会派で再度協議いただき、休憩後に採決を取りたい。1時半まで暫時休憩とする。

[ 13時 25分 休憩 ]

[ 13時 30分 再開 ]

布施委員長

委員会を再開する。先ほどの自由討議において、改良して実施するという意見が多く見られた。採決する前に意見があれば何う。

小川委員

3月31日までに提出を求められた意見集約では、現在の方法を一部改めて実施すればよいのではという意見が出されたので、どのように改善すればよいか回答をとのことだった。今はその視点で、やる可能性があることを前提に各会派から意見を出した段階なので、やるかやらないかを今決めるのは少し急ぎ過ぎではないか。

布施委員長

現状では実施すべきでないという意見が前回出た。するなら改善点について意見を求めた。ただし創風会は、これまであれだけ改善を試みたができていない以上、基本的に会派代表質問は不要だと。したがって前回私は、やるのなら改善すべき点、課題を出してほしいという意味で提案した。

今日は、各会派から改善点を出してもらった。その前に実施するかしないかを決めないと、やる方向でばかり考えて、採決の結果でやらないとなれば無意味となる。今日でその議論を終えたいと思って提案した。

小川委員

先にやらないと決めれば、今回用意してきた改善点は全く俎上に乗らない可能性があるのでは。

布施委員長

私は、当委員会ではあまり多数決で決めたくない。あくまでも合議制で決めたい思いがあるので議論をしていただきたい。そのために各会派から意見を出していただき、自由討議も行った。それを踏まえて最終的に、各会派の意見をお諮りしたい。

串崎委員

今の段階では何を改善するかが全くの白紙状態であるし、これを引き延ばしても大変である。もし本当に大事なら、ここでもし没になっても改めて皆で議論することもできる。とりあえずここは賛否を諮り、新たな流れでやってみてはどうか。

牛尾委員

平成20年ごろか、議会改革の委員会で答申が出て、本会議で諮って全議員了解の上で会派代表質問を導入した。しかし今では形骸化していると皆が言う。会派代表質問の重みは個人一般質問の数倍である。政策集団として会派をなしているのに、市民のために政策提案するツールをみずから放棄するという。それを進んでする思考が理解できない。そのような強引なことをするなら、代表質問を廃止しようとした議員は市民に背を向けたことをしている。何のために議席を得て、市民のために頑張っているか、よく考えてほしい。その中で一番重いのは会派代表質問で、執行権、提案権のない議員が執行部に向けて言える唯一のツールである。それを再度考えてもらえば、一回やめて必要ならまたすればよいといったことを軽々に会派代表者が言えるはずがない。

川上委員

私達の会派は、現時点で会派代表質問は不要だというのは変わらない。議員が第一にすべきは執行部へのチェック機能である。その

小川委員

ために我々は一票いただいている。これを大事にしたい。  
 やりたいところはできるというような文言修正をしたらどうか。例えば一問一答方式でという意見は各会派共通で出されている。これを導入するなら継続できるのか、できないのか。こういうことも議論したほうがよい。基本的に不要と言われるところは、恐らくそれをやってもあまり効果がないからということなのかもしれないが、必要性から会派代表質問をやりたい会派があるにもかかわらず、それをやめるといふなら権利を全部奪うことになる。それは議会がすべき行為なのか非常に疑問である。

布施委員長

実施しないことを採決するのではなく、改良して実施することへの賛否を諮る。細かい部分は詰める必要があり、そういう改善点がある前提で採決を取る。それを十分考えていただきたい。

足立委員

改良したらできるという形で採決すると。

川上委員

どうするか決まってないものを採決してどうするのか。今は、やめるか続けるかの話であって、どうすれば続けられるかの話も決まってないものを採決しても仕方ない。

布施委員長

そのために会派の意見を集約し、改善すればできるという意見が出ている。大まかには、改善点が出されているのだから、それをもって改善すればできるということを採用してはいけないか。

川上委員

意見を求められたので回答しただけであり、創風会は基本的に会派代表質問不要という考えを前に出している。

牛尾委員

いずれにせよ会派代表質問をやるとすれば来年3月。会派代表質問が重荷になるような会派があるなら、やってもやらなくてもよいというくらい緩やかに決めてもらわないと。多数決でするしないを決めるようでは、会派代表質問が少数意見になるとすれば、そのくらいの余裕が議会運営には必要なのではないか。それも含めて委員長に判断いただきたい。

布施委員長

会派代表質問実施要領を根本的に変えることも考えながら。やってもやらなくてもよいという内容を要綱に入れるということか。

牛尾委員

今、特別委員会で、委員会代表質問の導入を研究中であるが、委員会代表質問をすることができる、という内容で検討している。することができるとしているのは、委員会の意思統一を図り、質問する時期が決まればできるという意味。

柳楽副委員長の言うように、会派代表質問もやるべき時期があればやればよいとそのように受けとめた。やるべきだと言っている会派があるのだから、多数決でやめるのは議会運営上問題がある。会派代表質問をやりたくない価値観を持つ会派があり、それが悪いとは言わない。やるべきという会派もあるのだから、幅を認めてもらいたい。会派代表質問をやることができる、というくらい緩やかにおさめてもらいたい。政策集団である会派の代表質問をぜひやりた

- 足立委員  いと思っているのだから。  
 できる規定や時期など、会派の中でも新しい捉え方、考え方になる。ここは持ち帰って、また全議員の中で話をしたいのだが、いかがか。
- 布施委員長  皆から、採決を取るのには、ここを改良すべき、また根本的な考え方も考えなくてはいけない、また意見集約するのに会派持ち帰りも必要だとか意見が出た。この場で実施するかしないかの採決を取るか、取らないか。持ち帰りか。皆の意見を聞きたい。
- 小川委員  持ち帰りでもよい。来年3月まで期間があり、今急いで結論づける必要はない。新たな提案も出ているので、違う観点で検討すべき要素も出ている。今日の議論を踏まえて持ち帰って検討したい。
- 串崎委員  この問題をあまり引き延ばしても執行部にも影響が出てくる。牛尾委員の気持ちもわかるが、ここははっきり賛否をしていただきたい。本当によいものなら復活できると私は思う。引き延ばすよりも、きっちり賛否を取られたほうがよい。
- 川上委員  串崎委員が言うように私も考える。
- 牛尾委員  串崎委員はこの前まで、急がなくても来年のことではないかと言われていたのに変わったのか。
- 串崎委員  まだ時間はあるが先延ばしにしても問題があるかと思う。我々には考えなければいけないことがまだたくさんあると思う。この件は今年一つの筋を立てて、どちらかに決めていただきたい。
- 布施委員長  会派代表質問の賛否について今から諮ることに賛成の方の挙手を求める。
- 《 賛成者挙手 》
- 賛成多数により、会派代表質問の実施について採決を取る。
- 柳楽副委員長  先ほどの、一旦やめたものを再開するというのは労力も必要になるかと思う。そのあたりも含めて考えていただきたい。会派代表として出ておられるとは思いますが、一議員としての意見もしっかり表していただきたい。
- 布施委員長  皆にお諮りする。会派代表質問を令和5年から改良して実施することに賛成の方の挙手を求める。
- 《 賛成者挙手 》
- 挙手少数により、会派代表質問は令和5年から実施しないことに決定した。

### 3  請願・陳情の審査基準の検討について

- 布施委員長  こちらでも会派の意見を集約したものをもとに協議する。前回提供した参考例をもとに、会派から意見が提出された。会派から補足説明があればお願いします。

( 「なし」という声あり )



- では基準の協議に入る。順番は、採択するもの、不採択にするもの、一部採択の順に行う。まずは採択するものの基準について協議する。公明クラブは提示案に加筆がある。公明クラブから補足説明があるか。
- 柳楽副委員長 これを加えるか迷ったのだが、「願意が既に達成されたもの（予算措置、条例改正等により）」とあるが、そういう形として出てはいないが対応を始めているというものの中にはあるのではと思ったので、この部分も加えたらよいかと考えた。
- 布施委員長 提示案に公明クラブの案を加えたもので「採択とするもの」としたいが、ほかに。
- 小川委員 廃止された陳情書取扱基準の10項目の中にも「趣旨や願意等が不明確で判然としないもの」というのがある。こういったものを採択・不採択の基準として持つておく必要があると思う。今までの議論の中で文章化しにくいといったこともあったが、今後新たになる議員には、提示案だけでは判断しにくい。10項目は、解説や補足資料などの形で参考として活用できるよう検討するべきである。
- 布施委員長 今の意見の取扱基準については、最終的にそれを踏まえて判断をするようにと、議会運営委員会の最後に説明しようと思っていた。
- 川上委員 公明クラブの案を加えたものでよいと思う。
- 布施委員長 それでは採択するものについては、公明クラブが出された赤字部分「また、現在対応過程にあるもの」を入れたいとのことだが、それでよろしいか。
- ( 「修正してほしい点あり」という声あり )
- 修正してほしいという意見があった。意味も変わってくるだろうが、これは調べて提示させてもらってよろしいか。
- ( 「異議なし」という声あり )
- では次に、不採択とするものの基準について協議する。先ほど超党みらいの小川委員から取り扱い基準について発言があった。創風会も赤字で書いてある部分がある。これについて補足説明があるか。
- 川上委員 ①、②は提示案のとおりでよいと思う。③の「願意が妥当でないもの」という部分、「妥当」という言葉が非常に曖昧なのでこれを外す。ただし④で、願意が不明確で理解しがたいものとしたほうがよい。
- 布施委員長 川上委員から4番目として「願意が不明確で理解しがたいもの」と入れたらどうかという意見が出た。それでよろしいか。
- ( 「異議なし」という声あり )
- では、創風会の案を追加したい。
- 最後に一部採択について。山水海から提示されているただし書きについて、補足説明をお願いします。
- 串崎委員 今は陳情がたくさん出され、ずっと読んでいけばいろいろあるが

布施委員長

中に大変重要な意見の部分がある。そういったところを一部採択とするのは当然だと感じる。あとの意思表示などは関係なく、よいところはよいとして採択するというので、ただし書きを取った。

皆から何かないか。ないなら私から一部採択について。請願や陳情には願意があり、基本的には採択か不採択の結果が出れば一番よいと思っている。例えば1点目、2点目などと分けて願意が記載しており、どの部分を採択するか明確に判断できる場合のみの取り扱いにしたほうが、一部採択にしやすいのではと思う。例えば文章だけのもので、前後で明らかに違うのに、願意が最後の2行にあったり、文章の途中部分であったり、その一部分で一部採択される事例が過去にあった。しかし本来、願意はなにかをしっかりと書いていただき、項目があれば項目ごとに結論を出すのが本来のやり方ではないかと思う。採択でも不採択でも意見を付すことはできる。一部採択も意見を付す場合がある。付託された各委員会で、例えば定例会議初日などに、請願等の願意を理解して、審査に臨んでいただければ、一部採択でも、どの部分を採択とするかはっきりとした意見が出ると思う。委員会ですっかりもんでいただきたい。

柳楽副委員長

委員長が言われたように、できるかぎり採択・不採択を明確にして、一部採択にするよりは採択・不採択に意見を付するというやり方を進めていくのがよい。

布施委員長

一部採択を否定するものではない。願意が項目で分かれていて、はっきりわかるものは一部採択も行けるのではという意味合いである。その判断も委員会でしっかり議論していただきたい。それを踏まえて皆の意見を聞きたい。

沖田委員

最終的に判断を委ねられるのは議員である。ここで提案されているものは、あくまで基準の一つであるので、基準は基準でよい。

布施委員長

山水海は一部採択のところに意見が書いてある。この部分を重視するということか。先ほど私が発言した内容は自分の考えであり、参考にしてもらいたい。山水海はあくまでもこの部分を入れて一部採択はすべきだということか。

川上委員

創風会は書いてあるように、提示案のとおりでよい。

布施委員長

暫時休憩する。

[ 14時 08分 休憩 ]

[ 14時 09分 再開 ]

布施委員長

委員会を再開する。請願・陳情の審査基準について一部採択の部分は、提示案どおりにすることへ賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

賛成多数で、提示案どおりとする。

河上局長 再確認する。採択とするものについては、提示案の③に公明クラブの「または現在対応過程にあるもの」という言葉を入れる。

不採択とするものについては、①、②はそのままで③の「願意が適当でないもの」は外し、④として「願意が不明確で理解しがたいもの」を新しく項立てし、4項目とする。

一部採択については提示案のとおり。以上でよろしいか。

布施委員長 よろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では以上の内容で、浜田市議会請願・陳情の採択基準を策定し、5月30日の全員協議会において全議員へ説明する。なお先ほど小川委員が言われた、以前廃止した浜田市議会陳情取扱基準については、今回再度定めることはしないが、不採択とする一定の判断基準として議員各自が把握しておいてほしい。

#### 4 採択した請願及び陳情への議会としての対応案の検討について

布施委員長 前回提供した参考例をもとに、会派から提出された意見が資料に掲載されている。会派から補足説明があればお願いします。

( 「なし」という声あり )

各会派に確認したいことがあれば挙手を願う。

( 「なし」という声あり )

では検討に入る。議会基本条例第10条の、市長等において処置することが適当と認めるものは追ってよいのでは、あるいは所管事務調査でやればよいなどあるが、意見を伺う。

串崎委員 委員会において採択したものは委員会で追っていくことは当然である。委員会でもどこで追うか。山水海は所管事務調査で追うのが妥当だと結論を出した。

布施委員長 時期はどうか。

串崎委員 時期は相談してないが大切なことなので、議会運営委員会で決まり次第でよいと思う。

布施委員長 所管事務調査するにしても次の定例会議とか、通年会期制だから都度やるとか。

串崎委員 それは委員会の考えだと思う。いつでも開けるので大事なことからすぐにでも開けるし、時間があれば次の定例会議でも。

小川委員 超党みらいも書いているとおり、適当と認める部分あるいは議会に報告するように求めるときの判断、追跡するやり方や時期も含めて、全て委員会で検討することとしておけばよい。

柳楽副委員長 所管事務調査の必要性について委員会で協議という話があった。そういったことや方法も含めて、審査を行った各委員会で協議し決定していくことでよいと思う。

川上委員 委員会で判断してよいかと思う。

布施委員長 採択した請願及び陳情への議会の対応としては、皆の意見を集約したところ、審査をした各委員会で追っていく。時期などもその委員会で協議する、ということよろしいか。  
( 「異議なし」という声あり )

## 5 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の案について

布施委員長 改正案の説明を事務局長からお願いします。  
河上局長 ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 説明について、質問や確認したいことがあるか。  
( 「なし」という声あり )  
ではこのように進めていくのでよろしくお願いします。

## 6 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

布施委員長 3点の改正について事務局から説明をお願いします。  
河上局長 ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 説明について、確認することはあるか。  
川上委員 ナンバー1だが、審議の順はこれでよいが、執行部側が上程される場合、間違わず次年度当初予算に影響する補正予算があれば、上程を先にしてほしい。後から補正予算を上程すると、先に出した当初予算が失効になる。裏づけのないものになってしまうので、214条に違反するので、必ず考えてほしい。違うなら説明をお願いします。  
河上局長 違反はしないと思うが、また調べて説明する。  
布施委員長 川上委員から出された部分を調べていただき、改正するのでよろしくお願いします。  
一部意見はあったが、改正についてこれでよろしいか。  
( 「異議なし」という声あり )  
本日で申し合わせ事項を改正する。改正後はタブレットの申し合わせ事項のデータを更新するので、確認しておいてほしい。

## 7 議員研修会について

布施委員長 財務に関する研修について、これまで複数回計画したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、外部から講師を招いての研修は当面見合わせることにし、今後の状況を見ながらオンラインでの開催を含め、再度調整したい。また、昨年度行った人権研修などについては、毎年実施するよう考えている。ハラスメントやSNS利用上の注意点など、議員としての研修項目はたくさんある。そういったことなど研修をしたいので、実施についてはこちらで日程調整するが、よろしいか。  
( 「異議なし」という声あり )  
先ほど会派代表質問について、令和5年から実施しないことにな

ったが、併せて会派代表質問実施要項を廃止し、申し合わせ事項の該当部分を改正など行う。また議会基本条例にある記載のある部分を削除するため、今後条例改正を行う。よろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

## 8 その他

### (1) 令和4年3月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

布施委員長

3月定例会議中に提出があった回答について資料のとおり。意見を確認しておいてほしい。

### (2) 今後の行政視察について

布施委員長

現在、現地訪問する行政視察は県内外問わず行わないこととしている。また受け入れについても見合せている状況である。今後の行政視察について、議長団のお考えを伺う。

笹田議長

今は県内外問わず行わないとしているが、県内は可としたい。また、視察受け入れについても同様に、県内は可とする。県外についてはオンライン等の視察は受け入れたい。また個人の視察・研修などはおのこの判断にお任せする。今後この方針で行っていきたい。願います。

布施委員長

議長からの提案について、委員から質問はあるか。

( 「なし」という声あり )

では提案された内容とする。ほかに、委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では次回の議会運営委員会の日程を確認する。6月8日水曜日、午前10時から全員協議会室で行う。議題は、令和4年6月浜田市議会定例会議について、令和4年6月浜田市議会定例会議陳情付託先の確認について、オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の案について、を予定している。ほかに追加される場合があるのでご承知おき願う。

最後に、本日の内容について会派内で必ず共有していただくようお願いする。議会運営委員会を終了する。

[ 14 時 29 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司